

# 発電側基本料金の見直しについて

---

2021年 1月 25日

一般社団法人 日本経済団体連合会  
環境エネルギー本部

# 1. 基本的考え方

- 前回会合でもお示しした通り、系統整備コストの分担を検討するにあたっては、以下2点を十分考慮すべき。
  - ① 主に電源の立地に伴う系統整備という性格を反映した**起因者・受益者負担**
  - ② 消費者負担の抑制、産業競争力の確保、電化の推進等の観点を踏まえた**社会全体のコスト最小化**
- **(論点1) 課金方法の在り方、(論点2) 割引制度の在り方**についても同様の考え方に基づき検討を行う必要。

## 1. 課金方法の在り方

基幹送電線利用ルールの見直し等を受け、  
契約kWに応じて課金することとしている  
現行案に、見直しの必要はあるか。

## 2. 割引制度の在り方

課金のあり方（論点1）の見直し検討を  
契機に、割引制度についても再検討の必  
要があるか。

## 検討に際しての重要な視点

①**起因者・受益者負担**

②**社会全体のコスト最小化**

( $\neq$ 発電コスト + NWコストの最小化)

## 2. (論点1) 課金方法の在り方

- 系統設備が主に契約kWベースで形成されることを踏まえれば、引き続き、契約kWに基づく課金を基本とすべき。契約kWに基づく課金には、発電事業者に対して、送電設備の効率的利用を促すインセンティブを与える効果も期待される。
- 他方、基幹送電線利用ルールの見直しに伴い、今後、一部の系統で契約kWでの系統利用が保証されなくなることが見込まれる中、一定割合、発電電力量（kWh）に基づく課金を行うことには合理性がある。
- こうした中、kWとkWhに基づく課金を組み合わせる方針は妥当。具体的な比率（kW : kWh）については、系統整備の現状と見通し（系統混雑を前提とした設備形成がどれだけ進捗しているか等）を可能な限り反映した数値とすべきほか、発電事業者に対して、送電設備の効率的利用を促す適切なインセンティブが働く範囲で設定することが重要。

起因者・受益者負担の観点

### kW課金維持の必要性

- ・維持・管理費用等については、今後も契約kWに基づき負担が発生。
- ・特別高圧系統については、当面、契約kWに応じた系統整備が継続。

### kWh課金導入の合理性

- ・基幹送電線利用ルールの見直しにより、今後、契約kWでの系統利用は保証されず。

発電事業者へのインセンティブの観点  
(送配電網の効率的な利用)



- ・電源の設備利用率の向上等を通じた送配電網の効率的な利用を促し、送配電関連費用の増大を抑制。

#### 具体的比率の設定

- ① 設備形成の現状と見通しを可能な限り反映
- ② 適切なインセンティブの付与

### 3. (論点2) 割引制度の在り方

- 電源が送配電設備の整備費用に与える影響を託送料金に反映し、ネットワーク増強に係るコストの公平な負担を実現する観点から、割引制度の果たす役割は重要。
- 併せて、発送電分離が実施されている状況下、割引制度には、発電事業者に対してネットワークコストを意識した行動を促し、「発電コスト+ネットワークコスト」の合計の最小化に寄与する機能が期待される。
- 発電事業者に対して正確かつ精緻な価格シグナルを示していくことで合理的な送配電設備の形成を促し、長期的に需要家負担の低減につながるよう詳細設計を行なうべき。

「発電コスト+ネットワークコスト」の合計最小化のイメージ（風力発電の例）

